

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する 特別措置法について

平成21年6月
経済産業省

目次

- 産活法改正案は本年4月22日成立、4月30日公布。「3. 円滑な資金供給の実施」の出資円滑化措置は4月30日施行、他は6月22日に施行予定。
- 以下2, 5に記載している要件の多くは現在パブリックコメント中の内容(5月19日～6月17日)

1. 全体	2
2. 資源生産性の向上支援	9
3. 円滑な資金供給の実施	17
4. 株式会社産業革新機構	22
5. 中小企業の事業再生支援の強化	25

1. 全体像

産活法改正等による事業環境の整備について(全体像)

産活法では、事業再構築や新分野進出等により、生産性向上を目指す事業者の取組を幅広く支援。今回、世界的な金融危機、資源制約の高まりに対応して新たな措置を追加。

計画認定により、生産性向上を支援

- 中核的事業に経営資源を重点化
「**事業再構築計画**」
- 他者の経営資源を有効活用
「**経営資源再活用計画**」
- 異業種で連携して事業展開
「**経営資源融合計画**」

※共同事業再編計画、技術活用事業革新計画は廃止。

- 省エネ投資等による資源生産性向上
「**資源生産性革新計画**」
- 省エネ製品等の生産設備投資
「**資源制約対応製品生産設備導入計画**」

- 実証一号機設備の導入
「**事業革新設備導入計画**」

- 中小企業から優良な事業部門を承継
「**中小企業承継事業再生計画**」

会社設立、増資
合併・分割
事業譲渡

設備投資

設備投資

事業承継

- 登録免許税の軽減
- 事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減
- 民法特例(事業譲渡時の債権者のみなし同意)
- 会社法特例(現物出資の検査役調査免除等)
- 資産評価損の損金算入

- 【③】円滑な資金供給の実施**
- ★ 計画に必要な資金の債務保証
 - ★ 指定金融機関による出資の円滑化

追加

P10

- 【①】資源生産性の向上支援**
- ★ 設備投資資金の債務保証
 - ★ 資源生産性革新設備等の即時償却

追加

P3

- 事業革新設備の特別償却(20-25%)

- 【④】第二会社方式による承継**
- ★ 登録免許税・不動産取得税の軽減
 - ★ 事業に係る許認可の承継、金融支援

追加

P14

経営資源を活用する体制の整備

◆ **事業再生ADR**

円滑な私的整理の仲介役

◆ **中小企業再生支援協議会**

全国各地で専門家が再生支援

【②】(株)産業革新機構

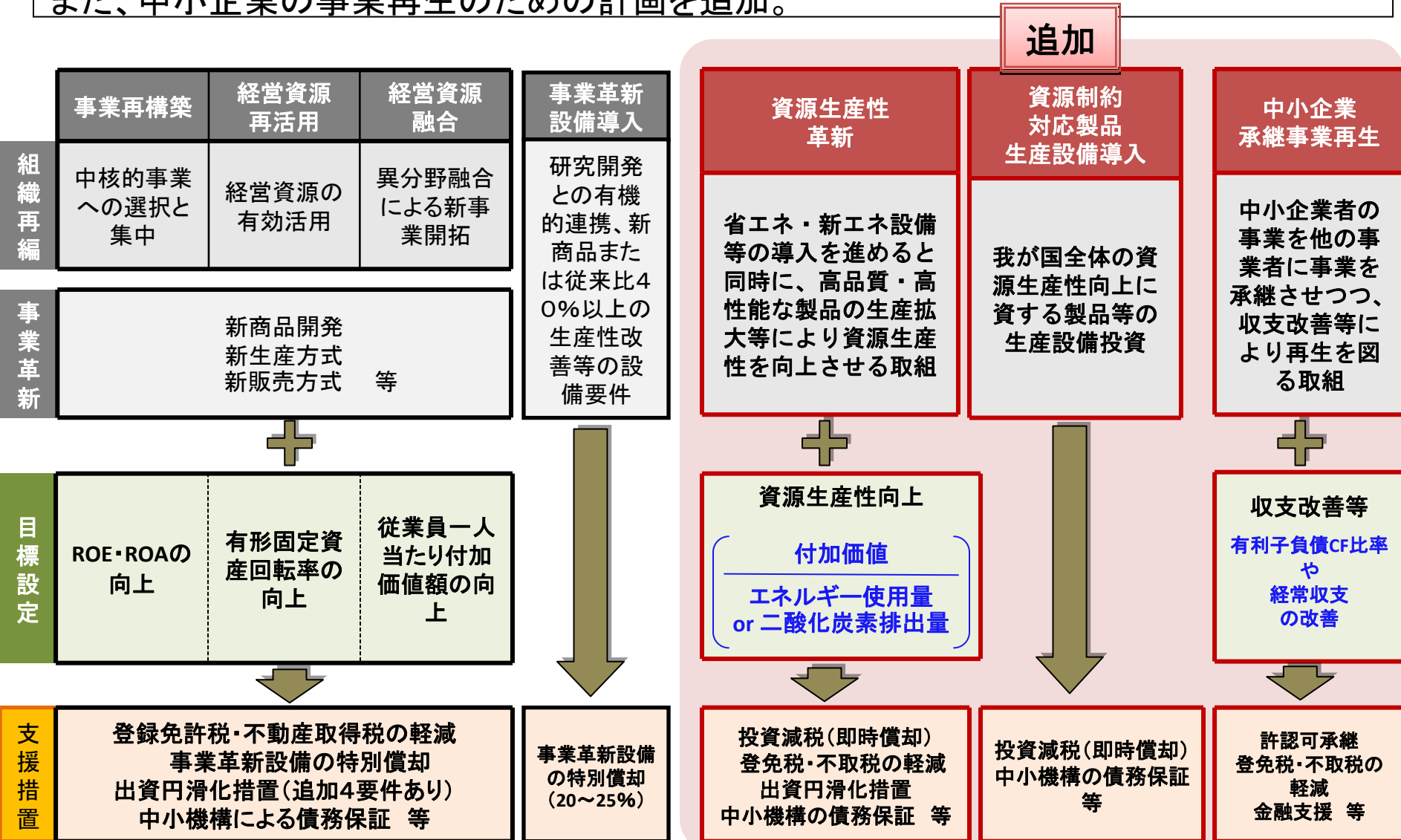
オープンイノベーションへの投資

追加

P7

認定計画と支援措置（総括表）

ヒト・モノ・カネの生産性向上を図る既存の計画に、資源生産性向上を図る2計画を追加、また、中小企業の事業再生のための計画を追加。



※共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画は今回の改正により廃止。

各計画の認定要件

		事業再構築	経営資源再活用	経営資源融合	資源生産性革新	資源制約対応製品導入	事業革新設備導入
生産性の向上 (計画期間中に達成)	・基準値以上のROE又はROAの向上	必要 ROE 2%ポイント	必要 ROA 2%ポイント	必要 ROA 3%ポイント			
	・基準値以上の有形固定資産回転率の上昇	必要 (5%)	必要 (5%)	必要 (10%)			
	・基準値以上の従業員一人あたり付加価値額の上昇	必要 (6%)	必要 (6%)	必要 (12%)			
	・上記に相当する他指標の改善	必要	必要	必要			
	・基準値以上のエネルギー生産性の向上 炭素生産性				必要 (注4)		
事業構造の変更	・新たな市場の開拓に特に寄与する資源制約対応製品・専用部品等の製造					必要 (注5)	
	・事業の開始、拡大、能率の向上等 (合併、分割、事業譲渡、会社の設立、資本の増加等によるもの) ・事業の縮小、廃止等 (施設の撤去・設備の廃棄、事業譲渡等によるもの)	必要 ○	必要 ○(合併、事業譲渡等)	必要 ○(2以上の事業者に係るもの)	必要 ○		
事業革新	・事業革新(注1)	(必要) (注2)	(必要) (注2)	(必要) (注3)			
	・事業革新設備						必要
健全性 財務	・有利子負債/キャッシュフロー ≤ 10	必要	必要	必要	必要		
	・経常収入 ≥ 経常支出	必要	必要	必要	必要		
その他	・雇用への配慮	必要	必要	必要	必要		

※いずれか1つ

※いずれか1つ

注1: 登録免許税の軽減・特別償却を利用したい場合に必要

注2: 右記いずれか1つを満たす ①新商品・サービスが売上高に占める比率 ≥ 1% ②製造原価・販売費の低減率 ≥ 5% ③売上伸び率 ≥ 業界平均 + 5%

注3: 右記いずれか1つを満たす ①新商品・サービスが売上高に占める比率 ≥ 1% ②新商品・サービスの売上伸び率 ≥ 業界平均値 + 5%

注4: 右のいずれかを満たせばよい(但し他の指標を悪化させないこと) ①エネルギー生産性 ≥ 4% ②炭素生産性 ≥ 5% (2011年度以降については、① ≥ 6%、② ≥ 7%)

注5: 当該設備にて、資源制約対応製品又は専用部品等を初年度50%以上、2年目以降は100%生産すること。

支援措置対応表

		事業再構築	経営資源再活用	経営資源融合	新設 資源生産性革新	新設 資源制約製品生産設備導入	事業革新 設備導入
会社法		✓	✓	✓	✓		
		✓	✓	✓	✓		
		✓	✓	✓	✓		
民法		✓	✓	✓	✓		
税制		✓	✓	✓	✓		
	拡充	20%	20%	25%	100%	100%	20%or 25%
		✓	✓	✓	✓		
拡充		✓	✓	✓	✓		
独禁法		✓	✓				
LPS法		✓					
研究組合法	新規	✓	✓	✓	✓		
許認可	新規				✓		
金融支援	新規	✓	✓	✓	✓	▲	▲
	拡充	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	新規	✓	✓	✓	✓		

事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)

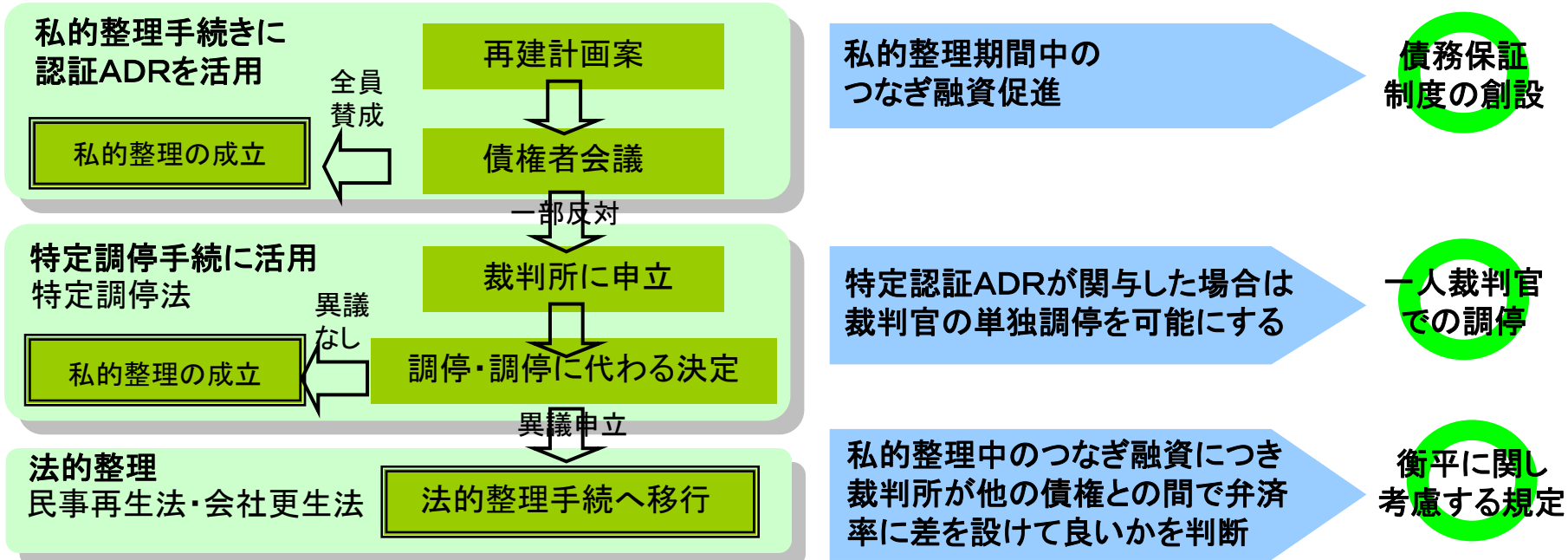
○私的整理から法的整理への連続性を高めるとともに、私的整理中の事業継続に不可欠なつなぎ融資への債務保証制度の創設など、事業再生手続を迅速化(下図)。

(ポイント) 債権者の合意形成に向けた調整スキーム
つなぎ融資の確保

○経済産業大臣が認定する認証ADR(昨年11月26日に事業再生実務家協会を認定)が関与した私的整理については、

- 私的整理期間中のつなぎ融資に対する債務保証制度の創設。
- 特定調停に移行した場合、裁判官の単独調整を可能にする。
- 法的整理に移行した場合、私的整理のつなぎ融資の弁済率を優遇することを可能にする。

早期事業再生のための新たな仕組み

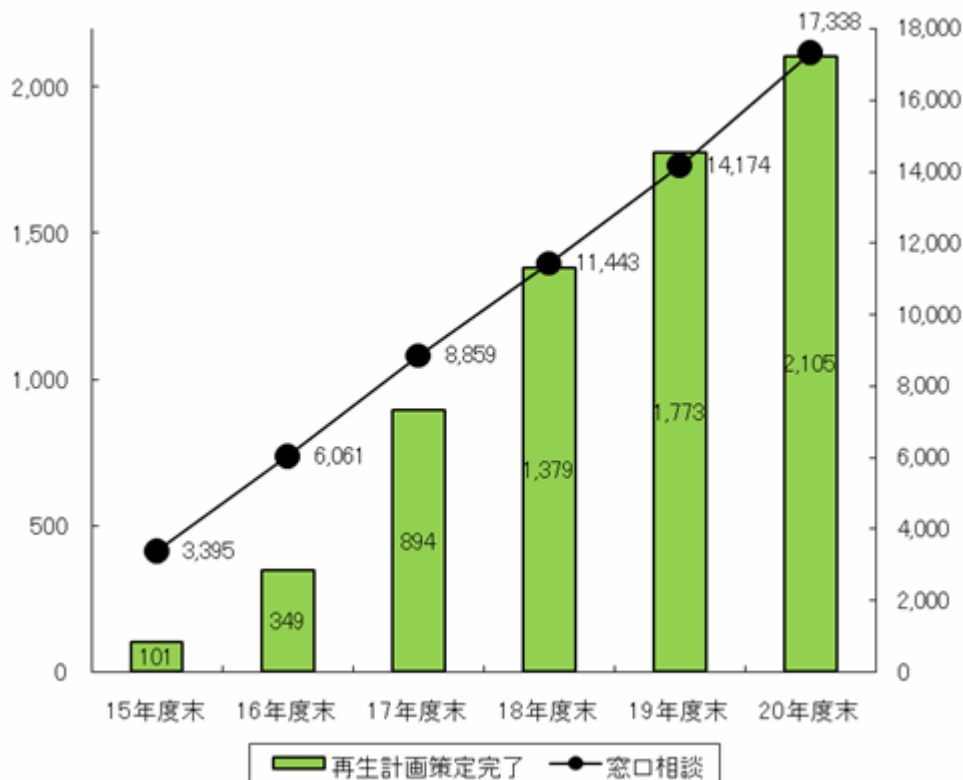


中小企業再生支援協議会について

○ 中小企業の再生支援については、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年、47都道府県の商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置。債権者調整、経営相談、専門家派遣等を通じた中小企業の再生支援を実施。

○ 平成20年度末までに、17,338社からの相談に応じ、2,105社の再生計画策定を支援し、約13万人の雇用を確保。中小企業における事業再生計画では、財務面の再生手法として、リスケジュール、DDS、DES、ファンド活用、債権放棄等の多様な手法が用いられている。

「中小企業再生支援協議会」
窓口相談件数・再生計画策定件数



窓口相談(第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出、アドバイス。

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士等)からなる個別支援チームを結成し、再生計画の策定を支援

関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

2. 資源生産性の向上支援

◆資源生産性革新計画◆ ～資源生産性向上に向けた取組への支援について～

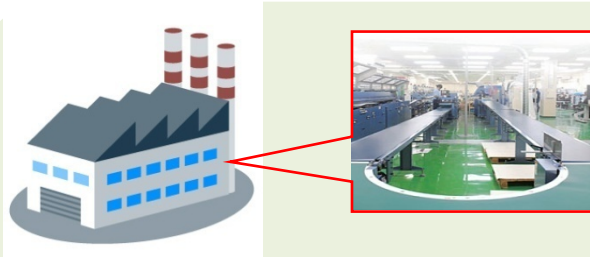
企業又は一定の事業所(年間エネルギー使用量が原油換算3,000kl以上)の資源生産性を向上する取組に対して、支援を行います。

資源生産性の向上に向けた取組によって

目標数値をクリアする計画を策定し、

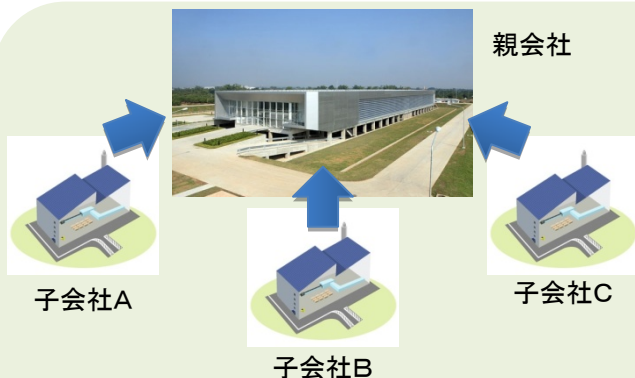
計画認定を受ければ以下の支援措置を利用できます。

【具体例1】(最新の省エネ設備の導入)



工場に最新鋭の設備を導入して製造ラインを増設し、エネルギー使用量を抑制しつつ大幅に付加価値を増加させる取組

【具体例2】(合併による設備の集約と共同廃棄)



子会社に分散していた生産設備を合併により集約し、老朽化設備の廃棄と最新鋭設備の導入を同時に行うことにより、資源生産性を向上させる取組

企業又は一定の事業所単位において

$$\text{資源生産性} = \frac{\text{付加価値}^*}{\text{エネルギー消費量} \text{ 又は } \text{二酸化炭素排出量}}$$

を3年以内で

エネルギー生産性 ……4%以上
炭素生産性 ……5%以上

向上させる取組。

* 付加価値＝営業利益＋人件費
＋減価償却費

※2011年度以降に取組を開始する計画の目標は、エネルギー生産性6%以上または炭素生産性7%以上となる

【規制の特例】

- ◆貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法の許認可のみなし取得特例
- ◆会社法特例(略式再編、現物出資の検査役調査免除、株式併合の特例等)
- ◆民法特例(事業譲渡時の債権者のみなし同意)

【税制支援】

- ◆登録免許税の軽減(会社設立時▲0.35%等)
- ◆不動産取得税の軽減(事業譲渡等▲1/6)

- ◆設備投資額の特別償却
H23.3末まで即時償却100%
H24.3末まで設備30%、建物15%

※設備投資に対する支援については、導入する事業所の資源生産性を
1年間で1%以上向上 又は 原油換算500kl以上の省エネと同程度向上させる設備が対象
<次ページポイント①・②を参照>

【金融支援】

- ◆設備投資に必要な資金に対する中小機構の債務保証
- ◆資源生産性革新の実施に必要な資金の指定金融機関の出資に対する損失補てん
- ◆中小投資会社による設備投資資金相当額の株式の引受け

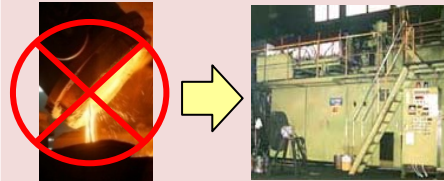
等

◆資源生産性革新計画◆ ～活用のイメージ～

ポイント①: 設備を限定せず、一定以上の省エネ・省CO2効果のある設備投資を幅広く対象とします。

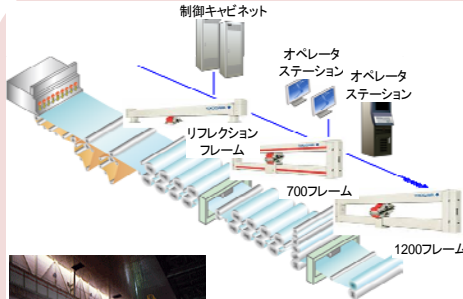
高効率加熱炉

中小鍛造業者が効率の高い設備を導入することにより大幅な省エネを達成



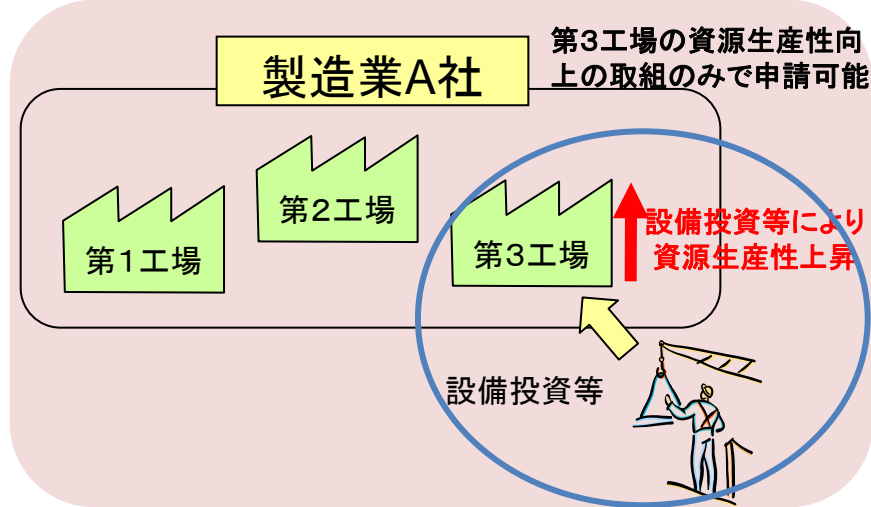
高効率誘導加熱炉 (電氣を使用)

紙の生産設備



- 【具体的な投資設備・システム】
- 高効率の生産設備
 - エネルギー管理システム
 - 配管・熱交換機・フード
 - 周辺設備 等

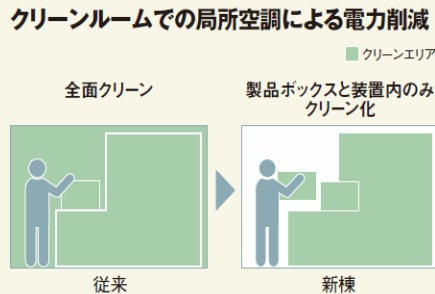
ポイント③: 事業者単位だけではなく、一定の事業所単位での申請も可能となります。



ポイント②: 一定以上の省エネ・省CO2効果のある、生産設備と一体となった建物(自動倉庫、クリーンルーム等)、倉庫も対象です。

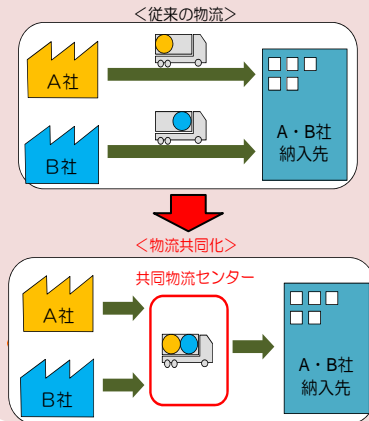
クリーンルーム

局所空調等の設定により、空調電力の省エネを実現



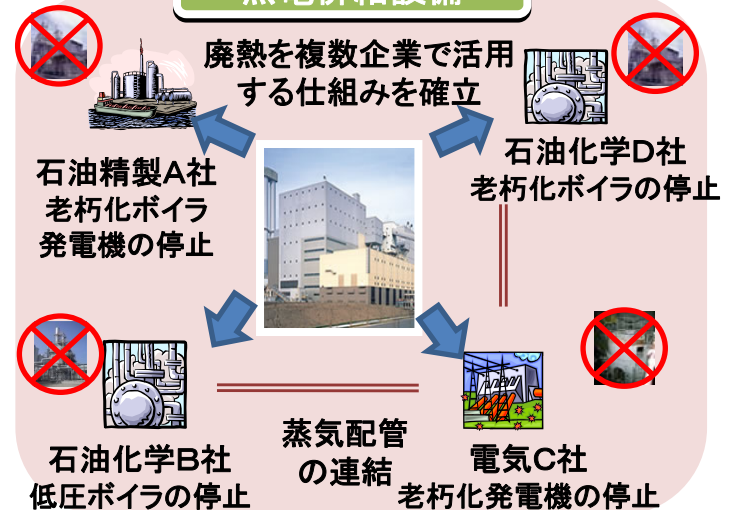
物流効率化に資する倉庫

共同物流センターで効率化



ポイント④: 単独事業者だけでなく、複数事業者による共同申請も可能となります。

熱電供給設備



●認定申請における計画の記載事項

① 計画の目標

- 資源生産性革新を行う背景、それにより目指す事業の方向性等
- エネルギー生産性又は炭素生産性の向上目標

② 計画の内容及び実施時期

- 資源生産性革新計画によって実施する具体的な取組内容、その実施時期

③ 計画の実施に必要な資金の額及び調達方法

- 計画の実施に必要な資金の額、その調達方法

④ 計画に伴う労務に関する事項

- 計画中の従業員の推移、労働条件の変更等

●計画の公表

計画の認定、変更、取消しについては、その内容を公表します。

●計画の実施状況報告

認定を受けた事業者は、計画の各年度の実施状況について、各年度終了後3ヶ月以内に主務大臣宛に報告することになります。

- 目標の達成状況
- 実施した内容及び適用を受けた支援措置の内容
- 計画の実施に伴う労務に関する事項

◆資源制約対応製品設備導入計画◆

～省エネ製品等の生産への支援について～

「トップランナー基準対象商品」(同じ機能を有する製品を含む)、「新エネルギー設備」、「革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備」など社会の資源生産性を向上する製品(資源制約対応製品)を製造するための設備投資を支援します。

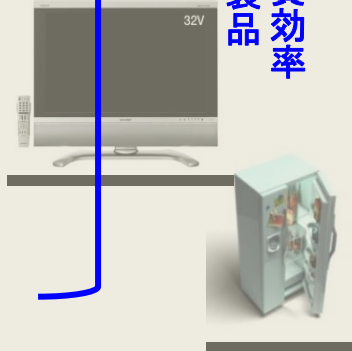
社会の資源生産性を
向上する製品を

生産するための設備導入
を行おうとし

計画認定を受ければ
以下の支援措置を受けられます

- ・エアコンディショナー
- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・ジャー炊飯器
- ・電子レンジ
- ・蛍光灯器具
- ・電気便座
- ・テレビジョン受信機
(液晶テレビ・プラズマテレビ)
- ・ビデオテープレコーダー
- ・DVDレコーダー
- ・電子計算機
- ・磁気ディスク装置
- ・複写機
- ・ストーブ
- ・ガス調理機器
- ・ガス温水機器
- ・石油温水機器
- ・自動販売機
- ・変圧器
- ・LED照明
- ・電球形蛍光灯
- ・太陽熱利用設備(集熱面積75㎡未満)
- ・蓄電池(家庭用太陽光発電・風力発電併設用)
- ・定置用燃料電池(1.5kw以下)

エネルギー消費効率
が上位2割の製品



生産のための設備投資



工場



要件

- 対象設備は、対象製品(専用部品等)の生産割合が、製造開始12ヶ月で50%以上、その後は100%であることが必要。
- 設備の導入、生産、販売が計画内容から見て円滑かつ確実に実行されるものであることが必要。
- 最終製品を製造する企業との共同申請により、半製品を製造する企業が導入する設備も対象となりうる。(14ページ参照)

◆設備投資額の特別償却
H23.3末まで即時償却100%
H24.3末まで30%

◆設備投資に必要な資金に
対する中小機構の債務保証

◆中小投資会社による設備投資
資金相当額の株式の引受け

●認定申請における計画の記載事項

① 資源制約対応製品・専用部品等の種類

- 設備導入により製造する資源制約対応製品・専用部品等の種類

② 導入しようとする設備の内容及び実施時期

- 計画によって実施する具体的な取組内容、その実施時期

③ 計画の実施に必要な資金の額及び調達方法

- 計画の実施に必要な資金の額、その調達方法

④ 生産計画、販売計画

- 資源制約対応製品・専用部品等の生産計画、販売計画

●計画の公表

計画の認定、変更、取消しについては、その内容を公表します。

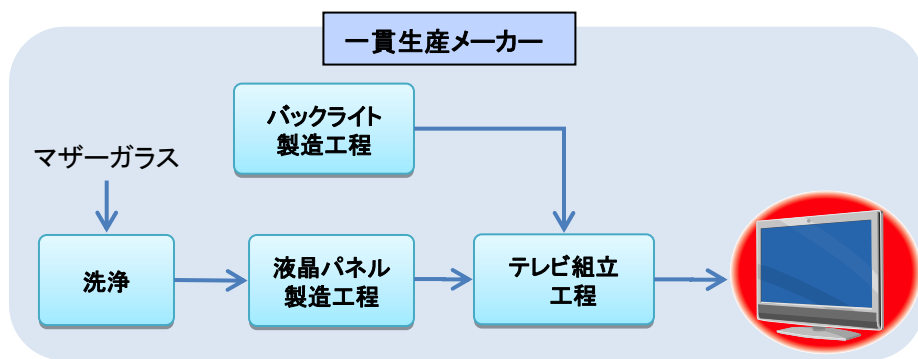
●計画の実施状況報告

認定を受けた事業者は、計画の各年度の実施状況について、各年度終了後3ヶ月以内に主務大臣宛てに報告することになります。

- 資源制約対応製品又は専用部品等の生産及び販売の状況について記載します。

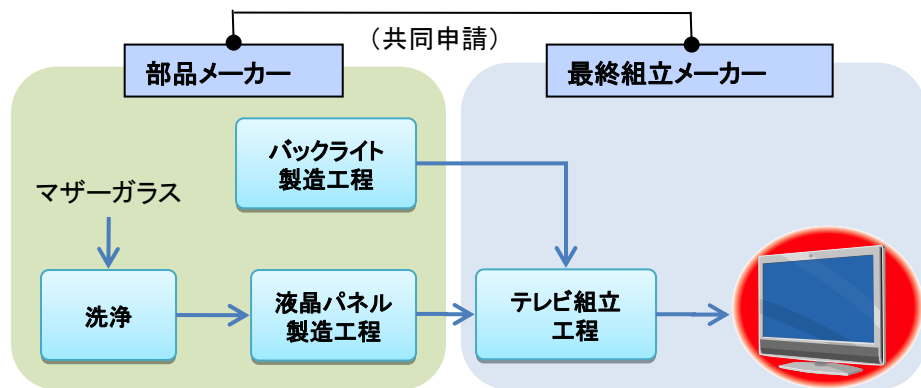
単独企業だけではなく、複数企業の共同申請により、半製品を製造している企業の設備も対象となりうる。

①部品製造から最終組立まで一貫して単独企業で行っている場合



高省エネ性能の液晶テレビ及びその専用部品を専らもしくは一定割合以上製造する設備が対象となりうる

②部品製造と最終組立を複数企業で行っている場合



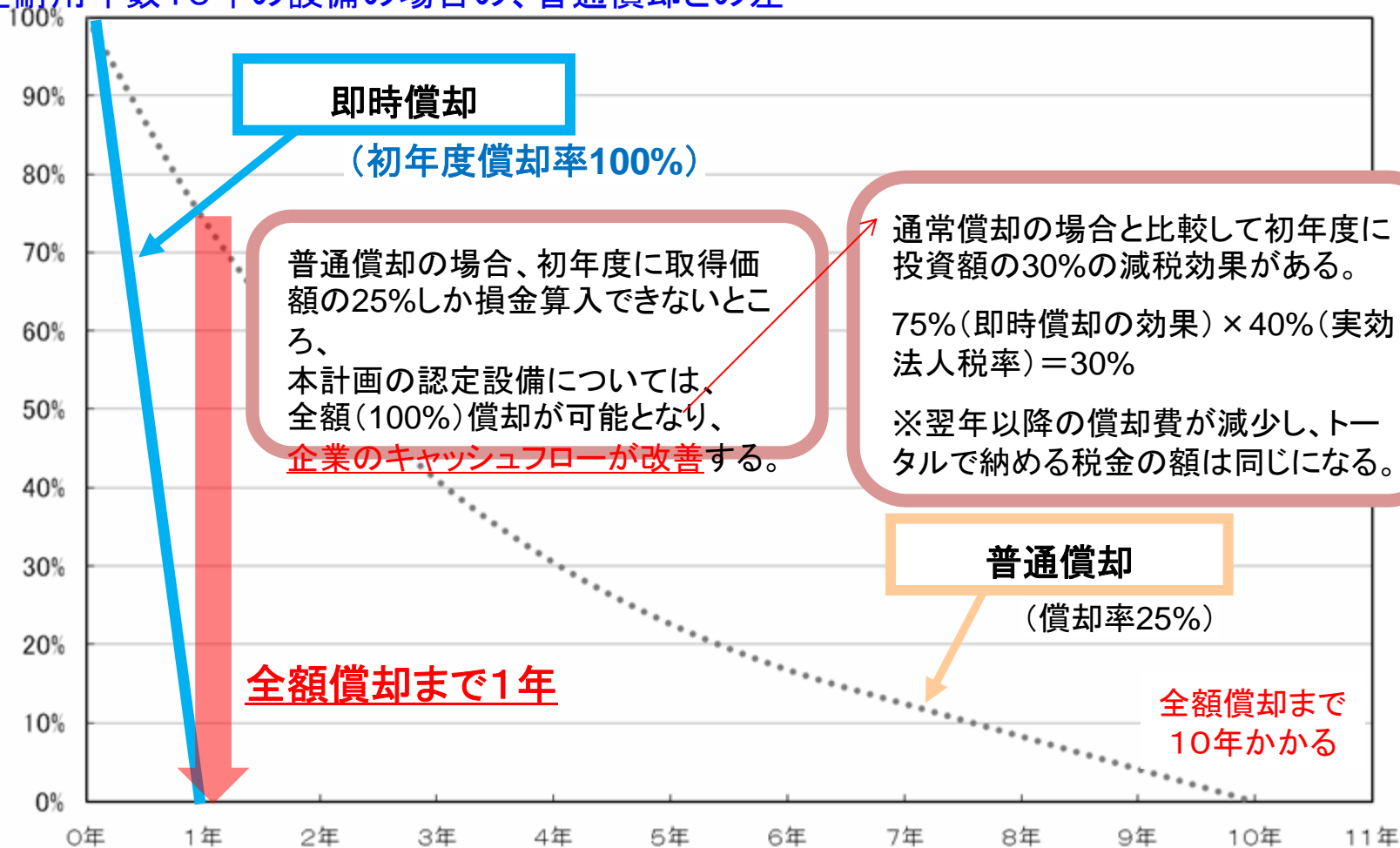
最終組立メーカーと共同申請することで、部品メーカーにおける高省エネ性能の液晶テレビの専用部品を専らもしくは一定割合以上製造する設備も対象となりうる

初年度即時償却について

- ◆ 取得価額の全額(100%)を初年度に償却することを可能とする。なお、特別償却や即時償却は、会計上の利益を減少させることはない。

※益金と相殺しきれない場合は翌年に繰り越すことも可能。また、欠損金は7年間繰越が可能。

- ◆ 法定耐用年数10年の設備の場合の、普通償却との差



即時償却

(初年度償却率100%)

普通償却の場合、初年度に取得価額の25%しか損金算入できないところ、
本計画の認定設備については、
全額(100%)償却が可能となり、
企業のキャッシュフローが改善する。

通常償却の場合と比較して初年度に投資額の30%の減税効果がある。

$75\%(\text{即時償却の効果}) \times 40\%(\text{実効法人税率}) = 30\%$

※翌年以降の償却費が減少し、トータルで納める税金の額は同じになる。

普通償却

(償却率25%)

全額償却まで
10年かかる

3. 円滑な資金供給の実施

中小機構による債務保証業務

- 民間金融機関が産活法認定事業者に対し行う融資について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うことにより、当該企業に対する円滑な資金供給を可能とする。

○対象企業

産活法認定事業者が対象

(下記のいずれかの計画の認定事業者に限る。)

運転資金及び設備資金

- ・事業再構築計画(※)
- ・経営資源再活用計画
- ・経営資源融合計画

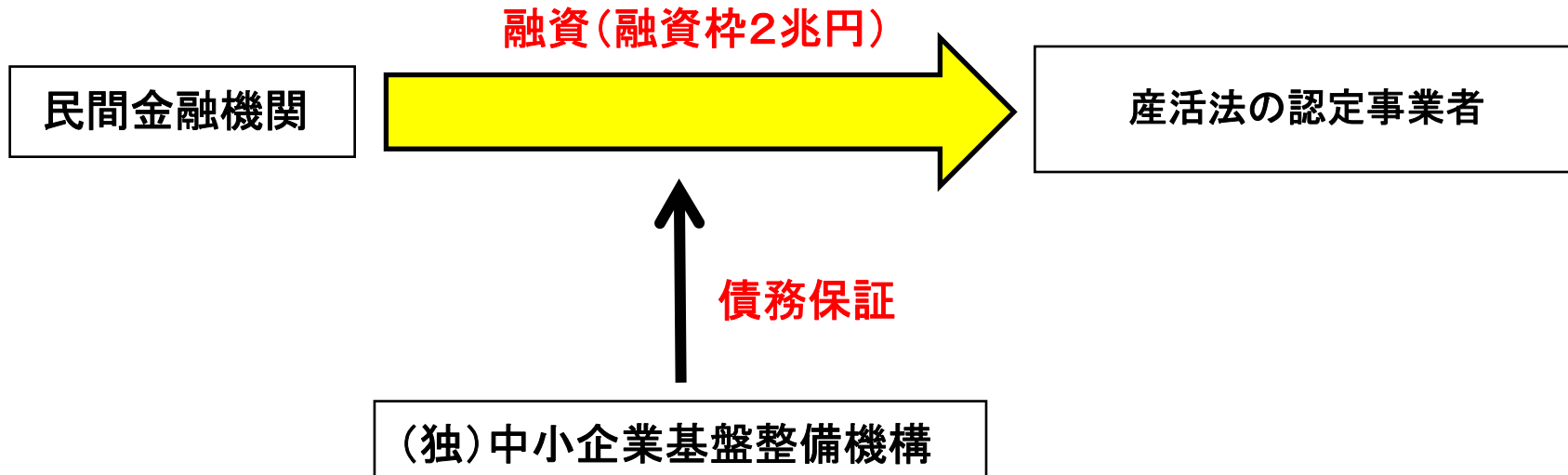
設備資金のみ

- ・資源生産性革新計画
- ・資源制約対応製品生産設備計画

○保証条件(検討中)

- ① 融資額 : 原則 50億円以下
- ② 保証割合: 原則 50%、最大70%
- ③ 保証料率: 原則 0.4%
(0.3%~0.5%)
- ④ 融資期間: 原則 運転5年・設備10年以内

* 法律の公布(4月30日)後、3ヶ月以内に施行



(参考)事業再構築計画について

- 事業者は、①に掲げる取り組みを通して、②に掲げる目標の達成(原則3年以内)を目指す事業再構築計画を作成し、所管大臣の認定を受ける必要がある。

①取り組み:「事業革新」または「事業構造の変更」(どちらか一方を選択)

※ 登録免許税の軽減を受ける場合、事業革新の要件を満たす必要がある

②達成目標:「生産性」及び「財務健全性」の向上

事業革新

○以下のいずれかの取組

- ・新商品の開発及び生産又は新たなサービスの開発及び提供
- ・商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上
- ・商品の新たな販売の方式の導入又はサービスの新たな提供の方式の導入
- ・新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入

○それぞれの取組に対する目標

- ◇ 売上高比率:
新商品等÷全商品等 $\geq 1\%$ (計画最終年度)
- ◇ 商品等1単位当たりの製造原価:
計画後÷計画前 $\leq 95\%$
- ◇ 商品等1単位当たりの販売費:
計画後÷計画前 $\leq 95\%$
- or
◇ 売上高伸び率:
計画実施期間中の新商品等の伸び率 \geq 業種平均(過去3事業年度)+5%
- ◇ 商品1単位当たりの製造原価:
計画後÷計画前 $\leq 95\%$

生産性の向上

○ 次のいずれかの基準を達成

- ① ROE(自己資本当期純利益率):
計画後-計画前 $\geq 2\%$ ポイント
- ② 有形固定資産回転率:
計画後÷計画前 $\geq 5\%$
- ③ 従業員1人あたりの付加価値額:
計画後÷計画前 $\geq 6\%$
- ④ ①~③までに相当する生産性向上を示す指標の改善

事業構造の変更

○以下のいずれかの取組

- 合併、分割、事業譲渡、株式交換、株式移転等による組織再編による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上
- 資本の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上
- 新設の設立による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上
- 施設の撤去若しくは設備の廃棄による事業の縮小又は廃止
- 事業譲渡等による組織再編による事業の縮小又は廃止

財務健全性の向上

○ 次のすべての基準を達成

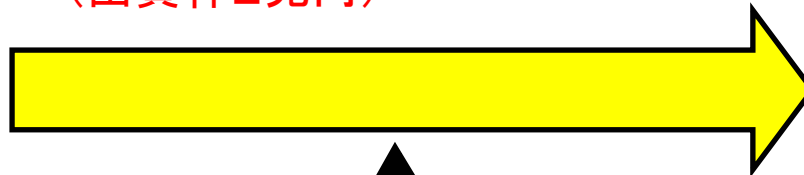
- ① 有利子負債÷キャッシュフロー ≤ 10 倍
(計画最終年度)
- ② 経常収入 \geq 経常支出(計画最終年度)

指定金融機関の出資に対する損失補てん

- 日本政策投資銀行等の指定金融機関が、金融危機により一時的に財務状況が悪化した企業に対し行う出資について、日本政策金融公庫が損失補てんを行うことで、当該企業に対する円滑な資金供給を可能とする。

①指定金融機関が自己資金で出資
(出資枠2兆円)

民間の指定金融機関
(政策投資銀行等)



産活法の認定企業(※)
のうち、以下の4つの要件を満たす企業

②損失の一部を補てん
(補てん割合 原則5~8割)



(株)日本政策金融公庫

○4つの要件(21ページ参照)

- ・売上高の減少(四半期で前年比20%以上)
- ・自己資本の減少(前年比25%以上)
- ・国内雇用 5,000人以上(連結ベース)
- ・民間金融機関の協調融資

な

と
(※)19ページに詳細説明あり

出資に対する損失補てんの申請手続

産活法に基づく出資円滑化の支援措置を希望

4つの要件

- (1) 内外の金融秩序の混乱により、急激に経営状況が悪化している
 - ・ 四半期（3ヶ月）の売上高が前年同期比で20%以上減少
 - ・ （又は、2四半期（6ヶ月）の売上高が前年同期比で15%以上減少 等）
- (2) 急激な経営状況の悪化により、融資だけではなく出資が必要
 - ・ コバナンツ条項に抵触（又は、自己資本の額が前年同期比で25%以上減少 等）
- (3) 国民経済の成長や発展に重大な影響を及ぼす
 - ・ 国内従業員数（連結子法人を含む）が5千人以上
 - ・ （又は、国内従業員数5千人以上の企業に代替困難な部品を30%以上供給 等）
- (4) 指定金融機関から出資を受けることができれば、他の民間金融機関から出融資等を受けることができる

上記要件を満たしている場合

事業所管大臣の審査

上記「4要件」に加え、産活法の事業再構築計画(※)、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画の認定案件を満たしているか審査

認定

指定金融機関の審査

決定

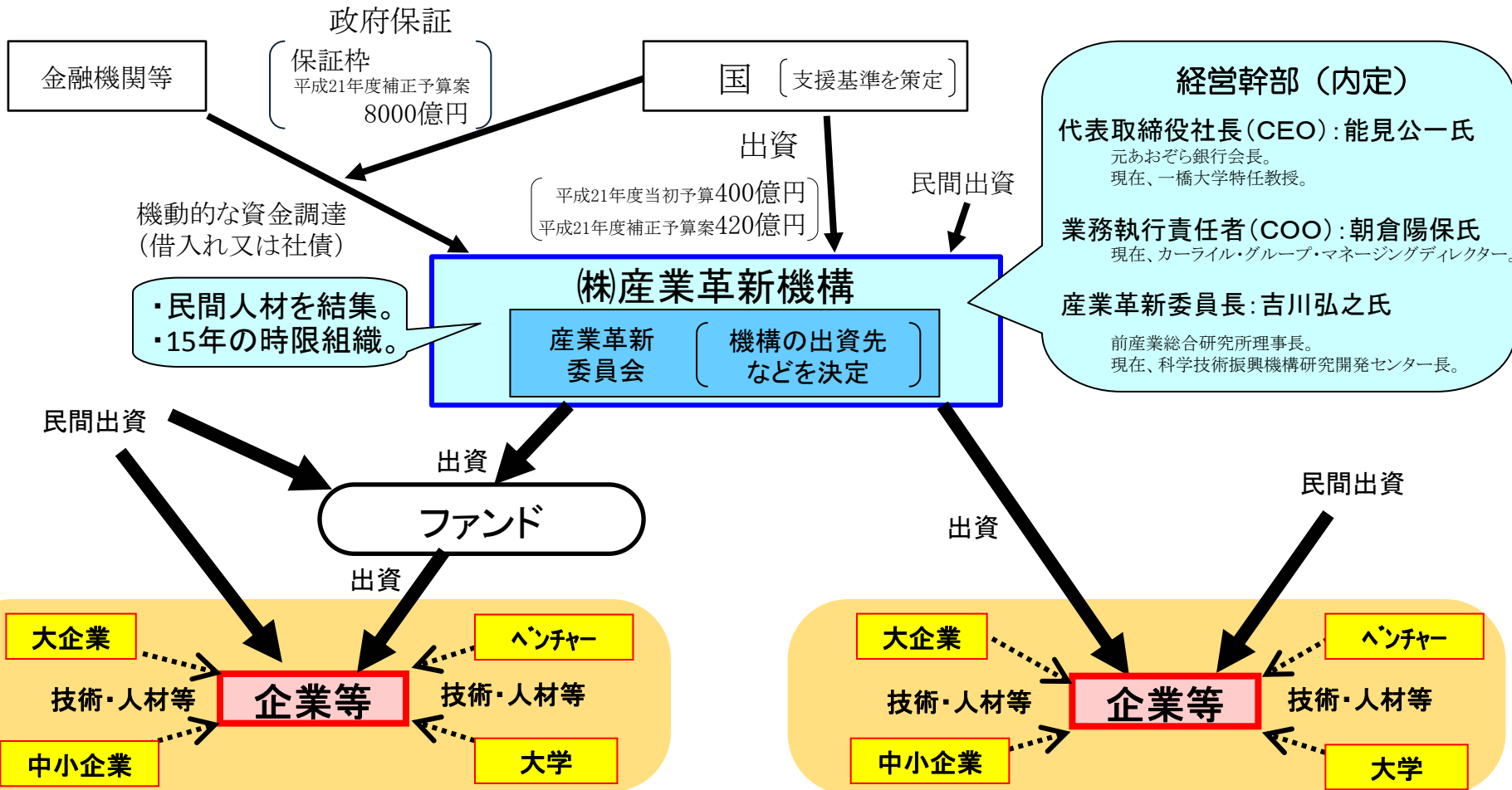
支援措置を利用可能

(※)19ページに詳細説明あり

4. 株式会社産業革新機構

株式会社産業革新機構について

- 様々な企業や大学、研究機関等に分散した技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創出する事業活動に対し、(株)産業革新機構が投資します。
- 環境エネルギーやライフサイエンスなど、今後高い成長が見込まれる分野の有望な取組みに対し、事業規模を問わず投資します。



投資対象: 分散する技術・人材等を組み合わせて行う新事業

株式会社産業革新機構：投資対象のイメージ

【イメージ①：最先端基礎技術の結集】

- 次世代2次電池などのような基礎研究分野において、大学等の組織の壁を超えて技術を集約し、組み合わせてライセンス供与。

【イメージ②：ベンチャーと大企業等をつなぐ仕組みの創設】

- ベンチャーキャピタル・中小ベンチャー企業と、事業化を担う大企業等をつなぐ「セカンダリー投資」の仕組みを創設。

【イメージ②～③：大企業等の中で埋もれた技術・事業の再編・集約】

- 技術的に優位であるものの十分に価値を発揮できていない事業や技術を括りだし、他と組み合わせて資金・人材を集中投下。

【イメージ③：環境ソリューションサービスを創造】

- 個別のプラントメーカー等が保有する大気汚染・水質汚濁・廃棄物の処理技術を結集し、需要が拡大するアジア市場に環境ソリューションサービスとして提供。

産業化



時間

24

イメージ①

大学等で別々に開発された技術を集約して「強い特許群」を作り、事業化。

イメージ②

中小・ベンチャー企業の持つ有望な技術を製品化し、大企業等と連携する事業。

イメージ③

大企業・中堅企業等に分散した技術・事業を再編・集約。

基礎研究ステージ

応用開発ステージ

製品化ステージ

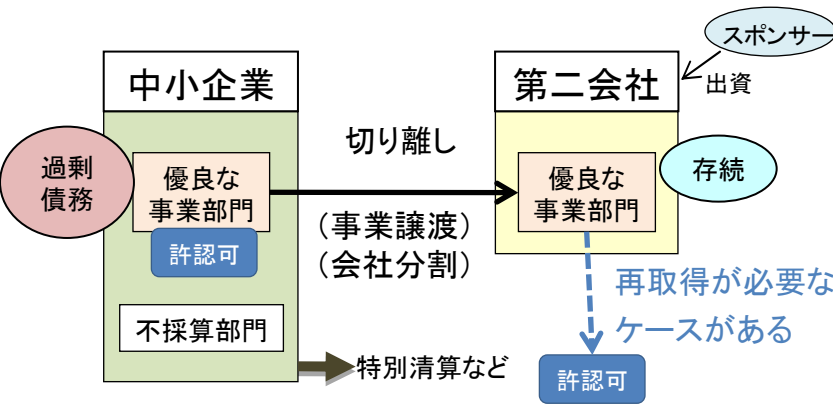
事業化ステージ

5. 中小企業の事業再生支援の強化

中小企業の再生の更なる円滑化について

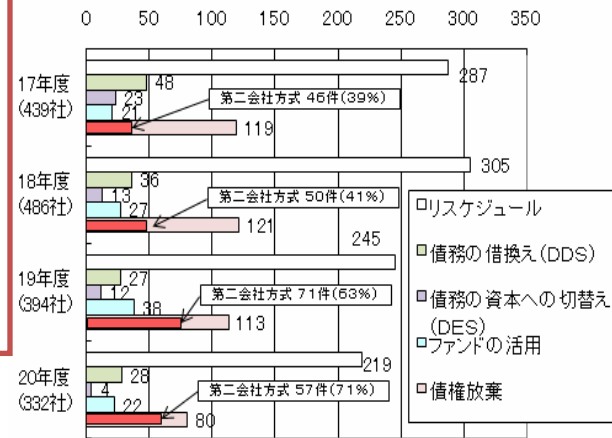
- ▶ 世界経済の減速に伴う輸出減少や我が国の景気後退の影響により、中小企業の景況感は一段と悪化。
- ▶ 地域の経済活動に貢献している優良な事業部門を有する中小企業さえも事業存続の危機。
- ▶ 優良な事業を存続させるため、中小企業の**第二会社方式**による再生計画(**中小企業承継事業再生計画**)の認定制度を創設。

◆中小企業の事業再生に有効な「第二会社方式」



第二会社方式のメリット

- 金融機関の協力が得やすい
—債権放棄の手续が不要、税務上の損金算入の手续も容易。
- スポンサーの協力が得やすい
—想定外債務のリスク遮断が可能。



◆「第二会社方式」が抱える課題に対する支援が必要

課題①: 第二会社が営業上の**許認可**を再取得する必要がある場合、**事業期間に空白が発生**。

課題②: 事業用不動産等の移転に伴う**税負担が発生**。

課題③: 事業取得などのために、**新規の資金調達**が必要。

措置①: **事業に係る許認可を承継できる特例**

▶認定要件として、**雇用と取引先の維持を規定**。

旅館業法、建設業法、火薬類取締法(火薬類製造業、火薬類販売業)、道路運送法(一般旅客運送事業:貸し切りバス)、ガス事業法、熱供給事業法、貨物自動車運送事業法(一般貨物自動車運送事業:トラック運送)

措置②: **登録免許税・不動産取得税の軽減**

▶登録免許税:(不動産登記)0.80%→0.20%など、各種税率を軽減。
▶不動産取得税:(土地)3.00%→2.50%、(建物)4.00%→3.30%に軽減。

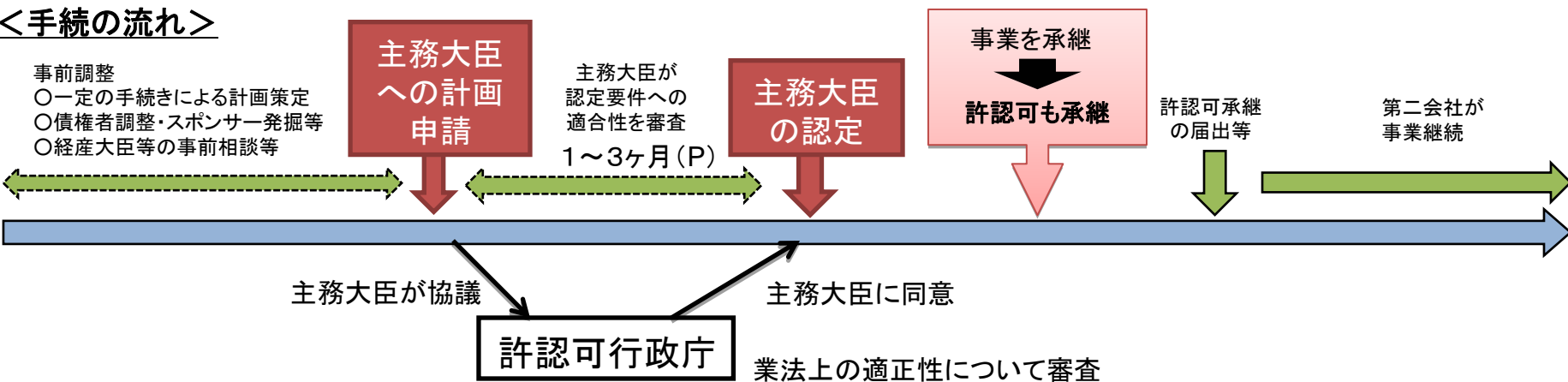
措置③: **金融支援**

▶日本政策金融公庫の低利融資(基準金利-0.9%)
▶信用保険の別枠化(普通:2億円、無担保:8千万円、特別小口:1250万円)
▶投資育成会社による出資対象範囲の拡大(資本金上限枠3億円の引上げ)

支援措置①: 許認可承継の特例

○ 旧会社の有する営業上の許認可が、事業とともに第二会社に承継される特例を措置する。

< 手続の流れ >



第二会社方式における許認可に関する課題

- 第二会社方式では、形式上新たな法人が事業を開始するため、営業上の許認可の再取得が必要なケースが存在。
- このようなケースでは、許認可が確実に取得できるという予見性がないため、スポンサー等の協力が獲得しにくいという課題が発生。
- また、手続きにコストや時間を要するため、事業再開に空白期間が生じるケースも存在し、資金繰りの悪化を招く。

具体的な措置の内容と効果

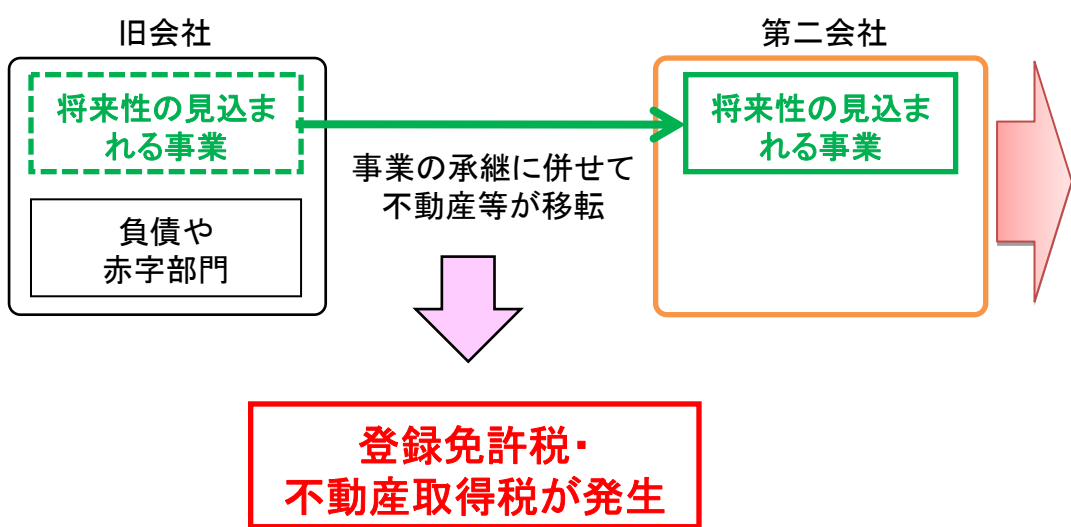
認定計画に従って第二会社が事業を承継した場合、併せて許認可が承継される制度を導入

- ー各業法における適正性を担保する観点から、計画の認定と同時に、許認可行政庁が事前審査を実施。
- ー特例の対象となる許認可の種類は、再生の現場のニーズを踏まえて政令で決めていく。

-
- 計画段階で許認可が得られることが確実となるため、スポンサー等の協力が促進される。
 - 事業と一体的に許認可が承継されるため、空白期間が生じない。
 - ワンストップによって行われるため、手続きが簡素化。

支援措置②: 税負担の軽減

○ 事業に必要な不動産等の移転に関し、不動産取得税・登録免許税を軽減



1. 登録免許税の軽減

会社分割

資本金: 0.15% → **0.10%**
 増加資本金: 0.70% → **0.35%**
 不動産価額: 0.80% → **0.20%**

事業譲渡

不動産価額
 土地: 1.00% → **1.00%**
 建物: 2.00% → **1.60%**

2. 不動産取得税の軽減

不動産価額

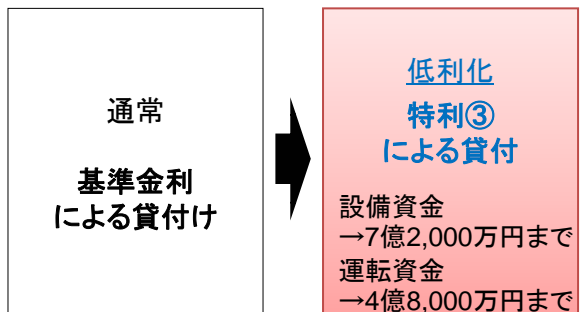
土地: 3.00% → **2.50%**
 建物: 4.00% → **3.30%**

支援措置③: 金融支援

○ 第二会社方式を用いる際に必要となる事業対価、運転資金等について資金供給を円滑化

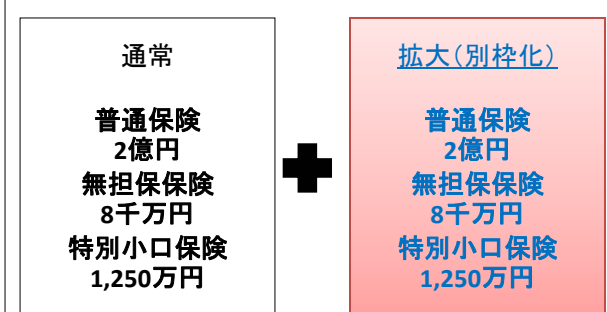
1. 政策金融公庫の低利融資

— 第二会社に対して新たな制度融資を導入



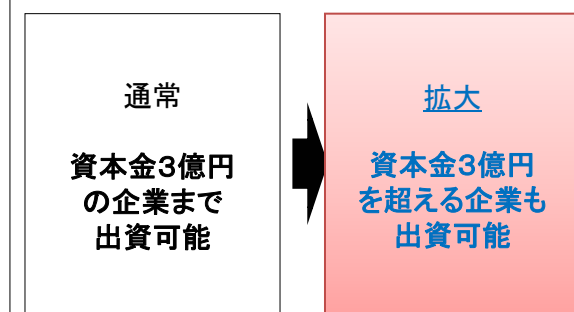
2. 信用保険法の特例

— 第二会社に対し信用保険を別枠化



3. 中小投育法の特例

— 第二会社に対する出資上限を引上げ



検討中の認定要件について

<法律上の要件>

<具体的なイメージ(指針等で指定)>

(法第2条第21項)
過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること

計画申請時点で、有利子負債／CF(キャッシュフロー) > 20

計画終了時点で、①有利子負債／CF ≤ 10、②経常収支 > 0

(法第3条第2項第9号)
中小企業承継事業再生による事業の強化

(法第3条第2項第9号)
中小企業承継事業再生の実施方法

既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業譲渡、及び新設分割により特定中小企業者から承継事業者へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者が清算するものであること

公正な債権者調整プロセスを経ていること

▶債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下の手続を経ていることを要件とする

✓再生支援協議会

✓事業再生ADR

✓私的整理ガイドライン

✓RCC企業再生スキーム

✓企業再生支援機構(P)

✓民事再生法 等

(法第39条の2第4項第2号)
円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること

(法第39条の2第4項第3号)
特定中小企業者の経営資源が著しく損失するものでないこと

営業に必要な許認可について、第二会社が保有、又は取得見込みがあること

▶承継事業者が営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする

✓本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること

✓第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること

(法第39条の2第4項第4号)
従業員の地位を不当に害するものでないこと

承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保 (承継時点*)

*計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける

(法第39条の2第4項第5号)
取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと

従業員との適切な調整が図られていること

▶労働組合等への説明や調整が行われていること

取引先企業への配慮

▶旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないこと

担当窓口連絡先一覧

内容	担当窓口連絡先
1. 全体	経済産業省産業再生課 TEL:03-3501-1560
2. 資源生産性の向上支援	経済産業省産業再生課 TEL:03-3501-1560
3. 円滑な資金供給の実施	経済産業省産業資金課 TEL:03-3501-1676
4. 株式会社産業革新機構	経済産業省産業構造課 TEL:03-3501-1626
5. 中小企業の事業再生支援の強化	中小企業庁経営支援課 TEL:03-3501-1763